

五管区水路通報第 3 2 号

(798項 - 815項)

平成 1 5 年 8 月 1 5 日

第五管区海上保安本部

第 7 9 8 項	四国南岸	足摺岬南方 (リマ海域付近)	・ 射撃訓練
第 7 9 9 項	本州南岸	潮岬東方	・ 救難訓練
第 8 0 0 項	本州南岸	潮岬付近	・ 潜水作業
第 8 0 1 項	紀伊水道	比井湾	・ 岸壁築造工事
第 8 0 2 項	大阪港	堺泉北区、第 6 区	・ 揚土作業
第 8 0 3 項	大阪港	大阪区	・ 航泊禁止
第 8 0 4 項	尼崎西宮芦屋港	第 1 区	・ 掘下げ作業
第 8 0 5 項	尼崎西宮芦屋港	第 1 区	・ 潜水調査作業
第 8 0 6 項	尼崎西宮芦屋港	第 2 区	・ 小型船実技講習及び試験
第 8 0 7 項	尼崎西宮芦屋港	第 2 区	・ ウィンドサーフィン模擬レース
第 8 0 8 項	尼崎西宮芦屋港	第 2 区、第 3 区	・ 観測用浮標設置
第 8 0 9 項	神戸港	第 1 区	・ 海上行事
第 8 1 0 項	神戸港	第 4 区及び付近	・ 魚礁設置作業
第 8 1 1 項	淡路島	浦港南方	・ 海底線修理作業
第 8 1 2 項	淡路島	浦港南方	・ 水路測量
第 8 1 3 項	淡路島	津名港	・ 物揚場築造工事
第 8 1 4 項	姫路港	広畑区	・ 養殖施設撤去作業等
第 8 1 5 項	姫路港	網干区、第 2 区	・ 航泊禁止

本通報に使用している経度・緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています

海図の改補 (小改正) のお知らせ

海上保安庁水路通報第 3 1 号

(8 月 8 日発行) 掲載分

海 域	改正内容	該当海図	項
鳴門海峡	目標物存在	W112-W150C	1194
大阪港、大阪区、第 3 区	目標物不存在	W1148	1195
尼崎西宮芦屋港、第 1 区	水深について (補正図)	W1107	1187

詳細については、海上保安庁水路通報の各項をご覧ください。

また、インターネットでも提供しています。

インターネットアドレス(URL) <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/>

五管区水路通報及び水路図誌に関する問い合わせ先

第五管区海上保安本部 海洋情報部 監理課 情報係

〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1 番 1 号

TEL (078)391-6551 (内線 315)

神戸第 2 地方合同庁舎 (9 階)

FAX (078)332-6307 (自動受信)

F A X による五管区水路通報提供サービス

(078)332-6307 ……最新号 [ポーリング受信式]

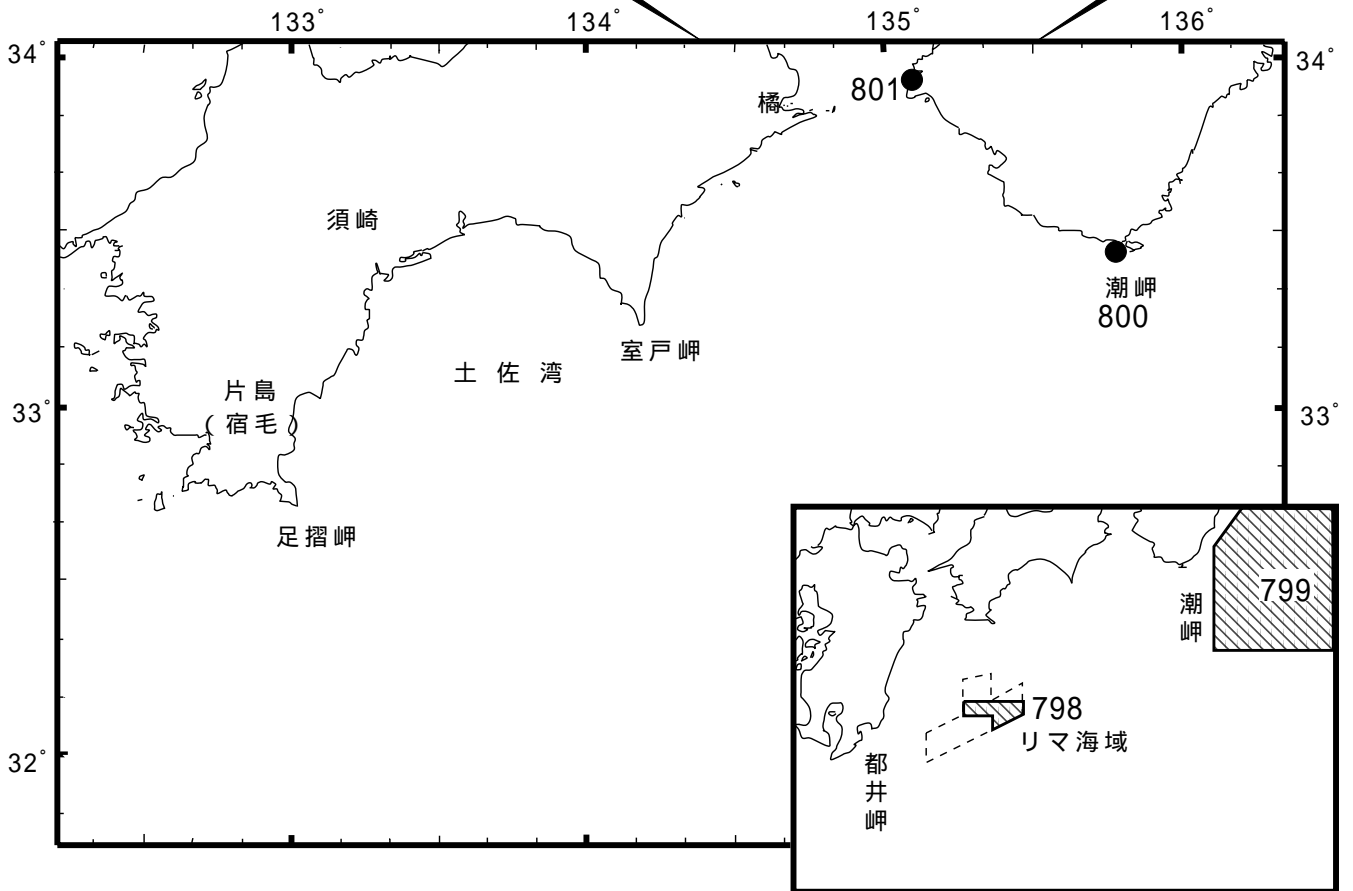
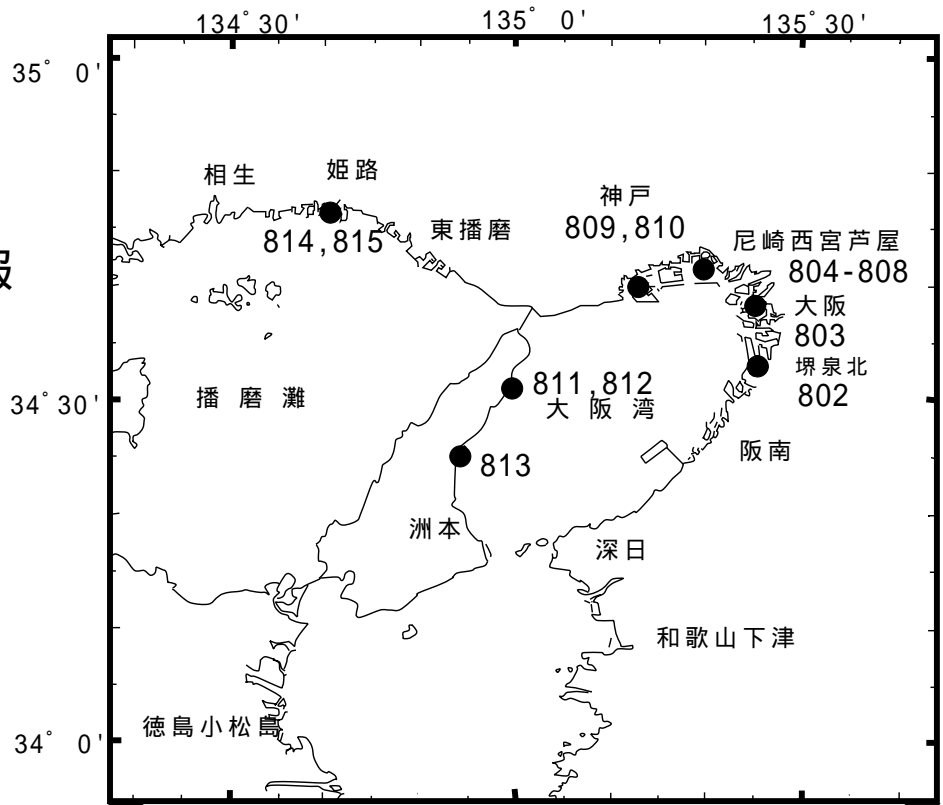
(078)391-1310(手動受信)・最新号、バックナンバー (過去 1 か年分) [情報番号;0#]

インターネットアドレス(URL) <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>

五管区水路通報

第32号

索引図



15年798項 四国南岸 - 足摺岬南方(リマ海域付近) 射撃訓練

自衛艦2隻による対潜ロケット射撃訓練が実施される。

期間 平成15年9月2日(予備3日)の0600~1800

区域 6地点により囲まれる区域

- (1) 31-48.2N 133-29.8E
- (2) 31-42.2N 133-29.8E
- (3) 31-28.2N 132-59.8E
- (4) 31-36.2N 132-59.8E
- (5) 31-36.2N 132-37.9E
- (6) 31-48.2N 132-37.9E

標識 実施艦は「B」旗を掲揚

海図 W157

出所 防衛庁海上幕僚監部

15年799項 本州南岸 - 潮岬東方 救難訓練

自衛隊航空機6機による救難訓練が実施される。

期間 平成15年9月1日~30日の土、日曜及び祝日を除く0800~2100

区域 6地点により囲まれる区域

- (1) 34-38N 137-30E
- (2) 34-38N 138-00E
- (3) 34-25N 138-30E
- (4) 32-40N 138-30E
- (5) 32-40N 136-10E
- (6) 33-47N 136-10E

使用火工品 キャンドルライト、スモークライト、マリンマーカー及びシーマーカー

海図 W61B

出所 航空自衛隊浜松救難隊

15年800項 本州南岸 - 潮岬付近 潜水作業

潮岬南西方において、潜水士による海底波高計の点検作業が実施される。

期間 平成15年9月2日~10月15日の日出~日没

区域 33-25-58N 135-44-58Eを中心とする半径30mの円内

警戒船 1隻配備

海図 W99(分図「串本港付近」)

出所 串本海上保安署

15年801項 紀伊水道 - 比井湾 岸壁築造工事

阿尾漁港において、潜水作業を伴う岸壁築造工事が実施される。

期間 平成15年8月18日~15年12月25日の日出~日没

区域 33-54-18N 135-04-27E付近

警戒船 1隻配備

標識 作業船のアンカー位置を黄色浮標で表示

海図 W97

出所 田辺海上保安部

15年802項 大阪港 - 堺泉北区、第6区 揚土作業

泉北大津南防波堤東側において、揚土作業が実施される。

期間 平成15年8月25日~平成16年3月31日の日出~日没

区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-31-23N 135-22-59E(岸線上)
- (2) 34-31-24N 135-23-03E
- (3) 34-31-17N 135-23-05E
- (4) 34-31-16N 135-23-01E(岸線上)

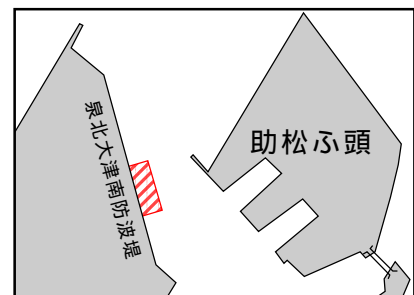
警戒船 1隻配備

備考 作業船のアンカー位置を灯付浮標で表示

夜間停泊時、作業船を灯付浮標で表示

海図 W1110

出所 大阪港長



15年803項 大阪港 - 大阪区 航泊禁止
 五管区水路通報15年総記18項、12号336項関連
 水門の定期試運転に伴い、各水門周辺において、一般船舶の航泊が禁止される。

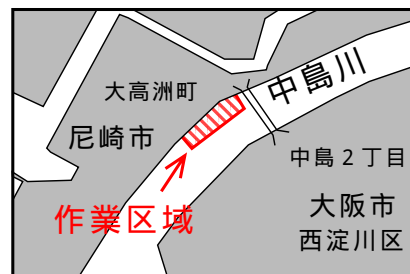
- (1)安治川水門(大阪区、第2区)
 期間 平成15年9月1日、16日の1330~1630
 34-40.5N 135-27.4E(概位)
- (2)尻無川水門(大阪区、第3区)
 期間 平成15年9月8日、22日の1330~1630
 34-39.5N 135-27.8E(概位)
- (3)木津川水門(大阪区、第3区)
 期間 平成15年9月12日、25日の1330~1630
 34-39.1N 135-28.7E(概位)

海図 W1148-W123
 出所 大阪港長公示第28号~第30号(15.8.7)

15年804項 尼崎西宮芦屋港 - 第1区 掘下げ作業
 中島川河口付近において、掘下げ作業が実施される。

- 期間 平成15年8月25日~9月30日の日出~日没
 区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
- (1) 34-42-11N 135-24-46E(岸線上)
 (2) 34-42-08N 135-24-48E
 (3) 34-42-01N 135-24-35E
 (4) 34-42-03N 135-24-32E(岸線上)

備考 作業船のアンカー位置を黄色灯付浮標で表示
 警戒船 1隻配備
 海図 W1107
 出所 尼崎西宮芦屋港長

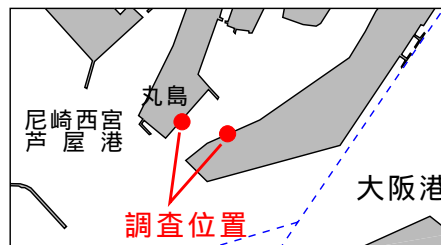


15年805項 尼崎西宮芦屋港 - 第1区 潜水調査作業

丸島地区及び尼崎沖埋立処分場周辺において、
 付着生物調査に伴う潜水調査作業が実施される。

- 期間 平成15年8月26日
 (予備27日~9月5日)の日出~日没
- 位置 (1) 34-40-57N 135-22-23E
 (2) 34-40-52N 135-22-43E

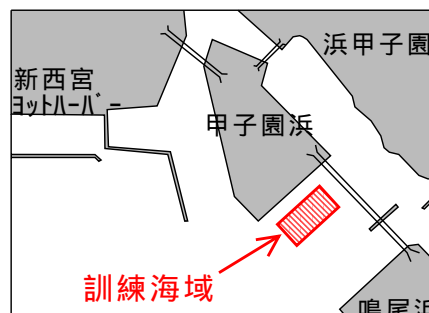
警戒船 1隻配備
 海図 W1107
 出所 尼崎西宮芦屋港長



15年806項 尼崎西宮芦屋港 - 第2区 小型船実技講習及び試験
 甲子園浜南東側前面において、小型船舶操縦士実技講習及び試験が各実施される。

- 期間 平成15年9月3日~7日(予備8日)の0900~1630
 平成15年9月10日~14日(予備15日)の0900~1630
 平成15年9月17日~22日(予備23日)の0900~1630
 平成15年9月25日~28日(予備29日)の0900~1630

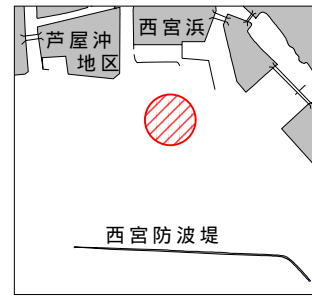
区域 34-42.2N 135-21.1E付近
 標識 区域内に丸形黄色浮標を3基設置
 海図 W1107
 出所 尼崎西宮芦屋港長



15年807項 尼崎西宮芦屋港 - 第2区 ウィンドサーフィン模擬レース

西宮防波堤北方において、ウィンドサーフィン(約30艇)による模擬レースが実施される。

期間 平成15年8月31日までの毎日1000~日没
 区域 34-42-00N 135-20-02Eを中心とする半径300mの円内
 警戒船 1隻配備
 備考 区域内にコースを示す円筒形黄色浮標3基設置
 海図 W1107
 出所 尼崎西宮芦屋港長



15年808項 尼崎西宮芦屋港 - 第2区、第3区 観測用浮標設置

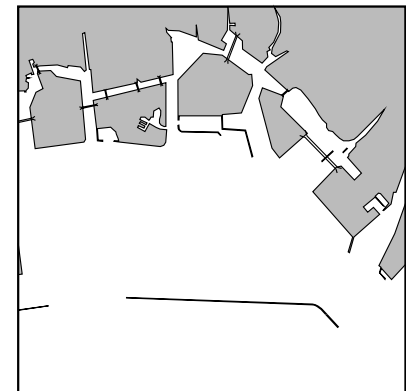
下記のとおり、観測機器を吊り下げた浮標が設置される。

期間 平成15年8月20日~9月20日(予備2日~30日)

位置 下記4地点
 (1) 34-43.3N 135-19.6E
 (2) 34-42.3N 135-19.5E
 (3) 34-41.0N 135-19.4E
 (4) 34-40.1N 135-19.4E

警戒船 設置、撤去及び点検作業時、1隻配備
 備考 ・設置、撤去及び点検作業は潜水土により実施される。
 ・観測機器は、点滅式黄色灯付浮標(赤白旗付)から海底までの間に各設置される。
 ・(1)(2)には1基、(3)(4)には2基の浮標が設置される。

海図 W1107
 出所 尼崎西宮芦屋港長



: 観測機器設置位置

15年809項 神戸港 - 第1区 海上行事

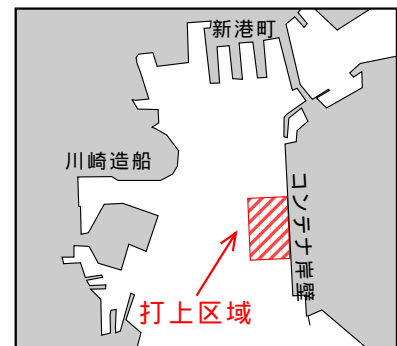
コンテナ岸壁前面海域において、イベントに伴う花火の打上が実施される。

期間 平成15年8月23日、24日の1730~2130

区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-39-55N 135-12-07E(岸線上)
 (2) 34-39-54N 135-11-48E
 (3) 34-40-10N 135-11-47E
 (4) 34-40-11N 135-12-06E(岸線上)

警戒船 4隻配備(準備中、2隻)
 備考 ・打上用台船の4隅を、点滅式黄色灯で表示
 ・台船のアンカー位置を点滅式黄色灯付浮標で表示
 ・打上区域を、点滅式黄色灯付浮標8基で表示

海図 W101A
 出所 神戸港長



15年810項 神戸港 - 第4区及び付近 魚礁設置作業

須磨海浜公園南方において、潜水作業を伴う魚礁設置作業が実施される。

期間 平成15年8月18日~平成16年1月31日の日出~日没

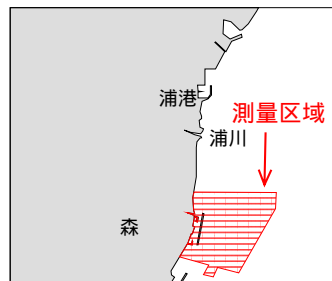
区域 4地点を結ぶ線により囲まれる各区域
 1 (1) 34-38-26N 135-07-15E (離岸堤上)
 (2) 34-38-15N 135-07-18E
 (3) 34-38-06N 135-06-46E
 (4) 34-38-18N 135-06-42E (離岸堤上)
 2 (1) 34-38-00N 135-07-15E
 (2) 34-37-50N 135-07-16E
 (3) 34-37-48N 135-06-50E
 (4) 34-37-58N 135-06-50E

沈設物 自然石7,280立方メートル、コンクリート製魚礁(高さ2m)122基、鋼製魚礁(高さ1.5m)113基、(高さ3.3m)3基

警戒船 1隻配備
 海図 W131
 出所 神戸港長

15年8月11項 淡路島 - 浦港南方 海底線修理作業
 飯屋磁気測定所前面において、潜水士による海底線修理作業が実施される。
 期間 平成15年8月18日～25日(予備26日～29日)の日出～日没
 区域 34-31-50N 134-59-40E付近
 警戒船 1隻配備
 海図 W131
 出所 神戸海上保安部

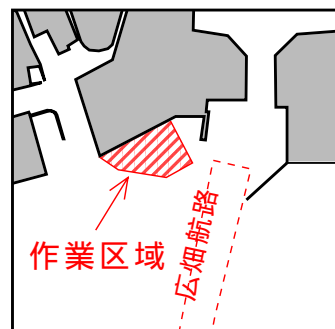
15年8月12項 淡路島 - 浦港南方 水路測量
 飯屋漁港及び付近において、水路測量が実施される。
 期間 平成15年9月1日～4日
 区域 34-31.4N 134-59.8E付近
 備考 測量船には、「白紅白」の燕尾旗が掲揚される。
 海図 W131
 出所 五本部海洋情報部



15年8月13項 淡路島 - 津名港 物揚場築造工事
 下記のとおり、潜水作業を伴う物揚場築造工事が実施される。
 期間 平成15年9月1日～11月30日の日出～日没
 区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-24-56N 134-53-42E(岸線上)
 (2) 34-24-56N 134-53-46E
 (3) 34-24-52N 134-53-46E
 (4) 34-24-52N 134-53-45E(岸線上)
 警戒船 1隻配備
 備考 作業区域の沖側を点滅式黄色灯付浮標2基で表示
 海図 W69
 出所 神戸海上保安部

15年8月14項 姫路港 - 広畑区 養殖施設撤去作業等
 五管区水路通報15年27号683項関連
 広畑航路北西海域において、のり養殖用鋼管の撤去作業及び水路測量が実施される。
 期間 (1)鋼管撤去作業
 平成15年8月18日～9月15日(16日～30日)の日出～日没
 (2)水路測量
 平成15年9月1日～19日の内6日間

区域 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-46-18N 134-37-14E(岸線上)
 (2) 34-46-01N 134-37-20E
 (3) 34-45-55N 134-37-00E
 (4) 34-46-00N 134-36-46E
 (5) 34-46-04N 134-36-44E(岸線上)
 備考
 ・撤去された鋼管は、上記区域内に魚礁として設置される。
 ・作業船は区域内に夜間停泊し、甲板等を照射している。
 ・測量作業中、作業船には「白紅白」の燕尾旗が掲揚される。
 海図 W134B
 出所 姫路港長



15年8月15項 姫路港 - 網干区、第2区 航泊禁止
 網干浜前面海域において、護岸築造工事に伴い、一般船舶の航泊が禁止される。
 期間 平成15年9月1日～18年8月31日
 区域 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-45-55.6N 134-36-06.8E(岸線上)
 (2) 34-45-30.7N 134-36-15.4E
 (3) 34-45-28.8N 134-35-43.0E
 (4) 34-45-50.2N 134-35-35.6E
 (5) 34-45-51.4N 134-35-40.9E(岸線上)
 備考 上記区域を点滅式黄色灯付浮標11基で表示
 海図 W134B
 出所 姫路港長公示第2号(15.8.5)

